

2019年日米合意の特徴と課題

日本大学商学部

飯野

1. 日米合意の全体像と今後の交渉関連

- ・日米間の交渉の合意は3段階に分けて捉えることができる。第一に、2019年8月に大筋合意の公表。第二に、同年9月の日米共同声明の公表で、最終合意の表明と、速やかな署名及び発効に言及がなされた。第三に、同年10月に「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」(以下、日米貿易協定)及び「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(以下、日米デジタル貿易協定)への署名である(各協定交換公文含む)。
- ・日米共同声明のパラ3では、「3. ... 日米貿易協定の発効後、4か月以内に協議を終える意図であり、また、その後... 関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」ことが明記され、今後の継続交渉への言及がなされた¹。また、同パラ4では、「4.... 日米両国は、これらの協定(筆者注:日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定)が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動をとらない。また、日米両国は、他の関税関連問題の早期解決に努める」ことが明記された。
- ・日米貿易協定附属書I(日本国と米国との間の関税及び関税に関する規定)B節第一款パラ5では、「5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する」²と明記されている。この点は、農産品について米国と将来的に再協議することを規定したものと捉えられる³。
- ・同附属書IIの米国の関税表の一般的な注釈のパラ7に、「自動車及び自動車部品の関税は、関税撤廃に関する更なる交渉の対象である(邦訳筆者)」⁴と記載されている。

→日米合意は、日米貿易協定及び6つの交換公文、日米デジタル貿易協定及び交換公文1つ、で構成される。加えて、上記でみた合意に至る経緯で公表された日米共同声明も合意のパッケージに含まれるとみるべき。ただし、後述のように、共同声明が日米貿易協定6条の協議規定の対象かは不明(同様に交換公文も不明)。

→4か月後に交渉入りする(交渉範囲などを定めるための協議?)と捉えられるが、交渉結果は予断しない?米国側が自動車・部品の関税引き下げるか?一方、日本側の農産品に関しては、米国公表のFact Sheetでも強調されている。

2. 紛争処理手続関連

(1) 日米貿易協定

¹ "...Japan and the United States intend to conclude consultations within 4 months after the date of entry into force of the Japan-United States Trade Agreement and enter into negotiations thereafter in the areas of customs duties and other restrictions on trade, barriers to trade in services and investment, and other issues..."

² 5. In future negotiations, the United States will be seeking preferential treatment with respect to agricultural goods.

³ TPP等政府対策本部「日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要」p.4.

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/190925_TPP_gaiyou.pdf (2019年12月8日アクセス)

⁴ "Customs duties on automobile and auto parts will be subject to further negotiations with respect to the elimination of customs duties."

- ・日米貿易協定は、全 11 条と末文、及び日米両国の譲許表（附属書 I（日本）と附属書 II（米国））で構成される。また、同協定に関連して 6 つの交換公文がある。
- ・同協定第 6 条は、両締約国は、いずれかの締約国の要請後 30 日以内に、本協定 ("this Agreement") の運用または解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、60 日以内に相互に満足すべき解決に達するため協議を行う義務を定める。
- ・自由貿易協定（経済連携協定を含む）では、締約国間の協議、及び協議で解決しなかった場合に WTO の紛争処理手続に類似する第三者による審査を伴う紛争処理手続が規定されることが多い。本条は、紛争処理手続の一項と位置付けられるが、協議後について定めない。

→協議規定の対象に、上述の日米共同声明が入るか、交換公文⁵は入るか？（デジタル貿易協定もおそらく対象外？）

→「将来の交渉」で紛争処理手続が策定されなければ、問題が生じた場合に、6 条の協議か、または 10 条に基づく終了（いずれの締約国も他方の締約国に書面で終了通告ができ、書面による当該通告後 4 か月で、または両国が決定する他の日に効力が生じる）の手段のみ。交渉予定か？交渉妥結までは？

（2）デジタル貿易協定

- ・現状では紛争処理手続はない。後述のように、CPTPP 比でも新たな義務や、義務の対象範囲が広がっている。

→問題が生じた場合には、22 条の終了規定（一方締約国が他方締約国に、書面で終了通告を行うことで、終了させることで、書面通告後 4 か月で、または両締約国が決定する他の日に効力を生じる）による対応？

3. 日米貿易協定（関税撤廃・削減）関連

- ・日米貿易協定附属書 I（日本国との関税及び関税に関する規定）によれば、日本側の市場アクセスの改善は次の方法でなされる。
- ・農産品：関税の即時撤廃、段階的撤廃、段階的削減、関税割当の拡大、マークアップ⁶の削減（対象は、小麦と大麦）。段階的削減・撤廃の経過期間は、品目によって異なり、15 年や 20 年という長期に渡る場合がある。
- ・その他：酒類は、ワインについて TPP 協定と同水準の関税撤廃（ワイン以外は譲許せず）⁷、工業品に

⁵ 例えば、「日本国産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」は、日本産酒類の輸出促進のため、関連する非関税措置について一定の対応を約束する。具体的には、

①ワイン、蒸留酒の容量規制の改正手続を進めること（日本の四合瓶（720ml）、一升瓶（1.8 L）等での輸出が可能となる）

②日本産の酒類 10 表示の保護のための検討手続の推進（TPP 協定における日米間の商品の名称に関する了解を記した交換公文が基になっている。内閣府の HP によれば基の交換公文は「国際約束を構成する文書」に位置づけられる）http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_en.html

③米国内での酒類販売に必要なラベルの承認手続の簡素化努力

④米国法に照らして適切な場合に、米国内での日本産焼酎の取り扱いの状況を検討

⑥ 政府管理経費および国内産小麦の生産振興対策に割り当てる経費（農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1210/mf_news_02.html

⑦ 財務省「日米貿易協定：酒類の合意概要」2019 年 9 月、

https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20190926.pdf （2019 年 12 月 8 日ア

については、有税の工業品を譲許していない。⁸

- ・日米貿易協定附属書 II (Tariffs and Tariff-Related Provisions of the US) によれば、米国側の市場アクセスの改善は次の方法でなされる。
- ・農産品：42 品目（タリフライン）の関税撤廃・削減（即時撤廃と品目により最大 10 年の経過期間を含む）、牛肉について、関税割当枠の拡大。
- ・その他：酒類について、日本産酒類の輸出促進のため、関連する非関税措置について一定の対応を約束（交換公文）、工業品について、特定の工作機械、ファスナーなど一定品目の関税・削減（即時撤廃と経過期間含む）、また自動車・自動車部品についての「関税撤廃に関する更なる交渉」を記載。
- ・以上により、米国は、対日輸出について農産品の市場アクセスを拡大し、日本は工業品の市場アクセスの拡大を得た。ただし、日本側はコメ、全ての林産品、水産品などを譲許の対象外とするほか、米国側は自動車・自動車部品を譲許対象外（「更なる交渉による関税撤廃」）とする。日本側の農産品の関税撤廃率は品目数で約 37% にとどめられ⁹、また自動車・自動車部品は日米間の貿易の約 4 割弱といわれる¹⁰。

→いわゆる GATT24 条の条件に整合的といえるか疑問、特に、両国間で「実質上全て」の貿易について関税を撤廃したとは言い難い状況にある（ただし、さらなる関税引下げ余地を残したという点では、交渉カードを残すと共に、日本産自動車に対する関税引上げ回避の意義あり）

→GATT24 条上の「中間協定」として正当性を主張し得るか？し得なくはないが実益は不明。

＜中間協定関連＞

- ・24 条上、「最終」協定、「中間協定」は厳密に区別して規定され、加盟国に課される義務も異なっている。ただし、中間協定は「自由貿易地域の設定のために必要な」とされる以外は定義されない。本来は、自由貿易地域の定義が廃止されている“are eliminated”であることに鑑みても、経過期間を伴うものは、全て中間協定であると捉えられる。
- ・しかし、WTO 実行上は、透明性メカニズムが 2006 年に開始される前でも、中間協定として通報されるものはほとんどなく、関連ルールは実行上無意味となっていた¹¹。透明性メカニズム合意後は、透明性メカニズム自体が経過期間を伴う通報の形態を認めている¹²。また、加盟国による通報をみても、中間協定として通報されているものは、ほぼ見られない¹³。
- ・それでもなお、中間協定として正当化を主張するすれば、「妥当な期間内（10 年を超えるべきでな

クセス）

⁸ TPP 等政府対策本部「日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要」p.4.

https://www.cas.go.jp/ip/tpp/ffr/pdf/190925_TPP_gaiyou.pdf (2019年12月8日アクセス)

⁹ 内閣官房 TPP 等政府対策本部「日米貿易協定等の合意内容及び総合的な TPP 等関連政策大綱改訂に係る基本方針に関する説明会」資料の資料 3 農林水産省「農林水産品関連合意の概要」パラ 5。

¹⁰ Schott., J. J., "Reinventing the Wheel: Phase One of the US-Japan Trade Pact", Trade and Investment Policy Watch, PIIE, <https://www.piie.com/blogs/trade-and-investment-policy-watch/reinventing-wheel-phase-one-us-japan-trade-pact> (accessed 30 November 2019).

¹¹ WTO, "Compendium of Issues Related to Regional Trade Agreements: Background Note by the Secretariat Revision", TN/RL/W/8/Rev.1, 1 August 2002, para.55. "practically...redundant".

¹² 参考資料、Annex 参照。

¹³ WTO, "Analytical Index WTO Agreement – Article IV (Practice) Table of Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force, as of 31 December 2017".

い)」、「計画及び日程」、という条件を満たす必要がある（参考資料参照）。「妥当な期間内」については、10年が義務規定ではないともいえるが、その趣旨は一般最惠国待遇原則に明確に違反する状態（その結果、域外を差別し負の影響を与える）を制約するためではないか。そうであるとすれば、なるべく短期とすべきであり、日米貿易協定の20年等の経過期間はやや長期に過ぎると考えられる。また、「計画及び日程」について、どの程度詳細とすべきかについてルールはないものの、（事実上、無意味になつてゐるとはいへ）計画及び日程に基づいて、この協定が妥当な期間内に自由貿易地域を完成させる見込みないかまたは期間が妥当でないときに勧告を行うことが想定されていた（24.7.b条）ことに鑑みれば、一定の詳細さは求められるのではないかといえる。この点、日米貿易協定における自動車及び自動車部品について、関税撤廃に関する「更なる交渉」と農産品について「将来の交渉」への言及（つまり交渉する意図のみの言及）は、十分とは言い難いと考えられる。

4. 日米デジタル貿易協定関連

CPTPPへの米国の復帰可能性の観点から、CPTPPと比較すると、注目される主要な点は以下の通り。

- ・データ・ローカリゼーション要求の禁止対象に金融サービスを追加（13条等）
- ・ソース・コードに関連してソース・コードに加えて「ソース・コードで表現されるアルゴリズム」の開示要求を禁止／司法当局による捜査等で開示要求可能な範囲を拡大
- ・暗号法を使用する情報通信技術（ICT）产品について、CPTPP（附属書8-B）と異なり、強制規格及び適合性評価手続でなくとも、暗号法に関連する情報開示要求を禁止
- ・新しい規定（18条コンピュータを利用した双方向サービス、20条政府の公開されたデータ（但し努力義務）など）
- ・その他
 - ー電子署名の有効性（10.2、10.3条）
 - ーデータ・ローカリゼーション要求の禁止強化（11条、12条）
 - ー個人情報保護に関する情報公開の義務化（15.2条）

＜意義＞

- ①電子商取引（デジタル貿易）ルールはこれまでもFTAで先行、近年急速に発展。CPTPPでも先進的であったが、本協定はそのトレンドに合致、さらに新しい要素を含み画期的。
- ②本協定は、新しい要素を中心に、WTOで事実上の交渉中である中、モデルを示したといえる（CPTPPよりも義務の対象範囲を広げるなど、規律を強化する側面がある）。
- ③一方で、規律を強化した側面、新しい要素の存在により、CPTPPに米の復帰を求める場合、14章（電子商取引）の再交渉が求められる可能性あり、既締約国である途上国を中心にハードルが高いのではないか。

<参考：関連規定>

24 条

5. よつて、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。

(a) 略

(b) 略

(c) (a)及び(b)に掲げる中間協定は、妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならぬ。

7 (a) 関税同盟若しくは自由貿易地域又は関税同盟の組織のため若しくは自由貿易地域の設定のために締結される中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通告し、かつ、締約国団が適當と認める報告及び勧告を締約国に対して行うことができるよう^にその関税同盟又は自由貿易地域に関する情報を締約国団に提供しなければならない。

(b) 締約国団は、5に掲げる中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、かつ、(a)の規定に従つて提供された情報に妥当な考慮を払つた後、その協定の当事国の意図する期間内に関税同盟が組織され若しくは自由貿易地域が設定される見込がないか又はその期間が妥当でないと認めたときは、その協定の当事国に対して勧告を行わなければならない。当事国は、その勧告に従つてその中間協定を修正する用意がないときは、それを維持し、又は実施してはならない。

(c) 5(c)に掲げる計画又は日程の実質的な変更は、締約国団に通報しなければならない。締約国団は、その変更が関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定を危くし、又は不当に遅延させるものであると認めるときは、関係締約国に対し、締約国団と協議するように要請することができる。

8. この協定の適用上、

(a) 略

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。) がその構成地域の原産の產品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集團をいう。

24 条解釈了解

3. 第二十四条 5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

8. 作業部会は、中間協定に関し、自己の報告において、関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定に至るまでの時間的枠組みの案及びその組織又はその設定を完了するために必要な措置に

について適当な勧告を行うことができる。作業部会は、必要な場合には、当該協定に関し追加的な検討を行うことができる。

9. 中間協定の締約国である加盟国は、物品の貿易に関する理事会に対し、当該協定に含まれる計画及び日程の実質的な変更を通報するものとし、理事会は、要請がある場合には、当該変更を検討する。

10. 第二十四条 7(a)の規定に従って通報される中間協定が同条 5(c)の規定に反して計画及び日程を含まない場合には、作業部会は、その報告において、計画及び日程を勧告する。中間協定の締約国である加盟国は、その勧告に従って当該協定を修正する用意がないときは、状況に応じ、当該協定を維持し又は当該協定の効力を生じさせてはならない。勧告の実施に関するその後の検討のため、措置がとられるものとする。

GC Decision on Transparency Mechanism for Regional Trade Agreements (WT/L/671, 14 Dec 2006)

C. Procedures to Enhance Transparency

5. Upon notification, and without affecting Members' rights and obligations under the WTO agreements under which it has been notified, the RTA shall be considered by Members under the procedures established in paragraphs 6 to 13 below.
6. The consideration by Members of a notified RTA shall be normally concluded in a period not exceeding one year after the date of notification. A precise timetable for the consideration of the RTA shall be drawn by the WTO Secretariat in consultation with the parties at the time of the notification.

7. To assist Members in their consideration of a notified RTA:

- (a) the parties shall make available to the WTO Secretariat data as specified in the Annex, if possible in an electronically exploitable format; and
- (b) the WTO Secretariat, on its own responsibility and in full consultation with the parties, shall prepare a factual presentation of the RTA.

ANNEX Submission of Data by RTA Parties

1. RTA parties shall not be expected to make available the information required below if the corresponding data has already been submitted to the Integrated Data Base (IDB),⁴ or has otherwise been provided to the Secretariat in an adequate format.⁵ (footnote original) *omitted*
2. For the goods aspects in RTAs, the parties shall submit the following data, at the tariff-line level:⁶ (footnote original) *omitted*
 - (a) Tariff concessions under the agreement:
 - (i) a full listing of each party's preferential duties applied in the year of entry into force of the agreement; and
 - (ii) when the agreement is to be implemented by stages, a full listing of each party's preferential duties to be applied over the transition period.